

1. 施設の名称等

施設名称	長崎県聴覚障害者情報センター
所在地	長崎市橋口町10-22

事業所管	福祉保健部	障害福祉課
課(室)長名	吉田 稔	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	1-4	みんなで支えあう地域を創る
	施策	1	誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進
	事業群	②	高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援

2. 施設の概要

設置年月日	平成 19 年 4 月 1 日
設置法令等	身体障害者福祉法
設置目的	聴覚障害者に対して、聴覚障害者用の録画物等の提供並びに貸出その他便宜を供与することにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
利用対象者等	主な利用対象者：聴覚障害者 開館日：右記の休館日を除く。毎週火曜日、12月29日から翌年1月3日まで。 開館時間：午前9時から午後5時まで。（水、木曜日は午後9時まで）
施設内容	面積：418.00㎡ 長崎こども・女性・障害者支援センター3階の一部 主な施設：事務室、ビデオライブラリー、スタジオ、PC利用室兼研修室、試写室、編集室、ボランティア活動室、相談室
施設の利用料金体系	無料
類似施設の設置状況	(令和3年度の予算状況・年度協定額) 佐賀県聴覚障害者サポートセンター：53,000千円 大分県聴覚障害者センター：29,975千円 宮崎県立聴覚障害者センター：26,391千円

区 分 (単位：千円)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)
	財 源				
国 庫	11,474	9,627	11,970	11,754	12,035
その他 ()	146	146			
一般財源	11,330	9,483	11,970	11,754	12,037
事業費<A>	22,950	19,256	23,940	23,508	24,072
内 訳					
管理運営負担金	22,950	19,256	23,940	23,508	24,072
その他 ()					
人件費	805	798	796	783	786
合計<C=A+B>	23,755	20,054	24,736	24,291	24,858
単位あたりコスト	4	4	4	8	5

(説明) 「聴覚障害者情報センター来所利用者1人当たりの費用」= C ÷ (来所利用者)

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	長崎市橋口町10-22
	《名 称》	一般社団法人 長崎県ろうあ協会
	《代表者氏名》	会長 坂口 義久
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	
業 務	(1) 施設(設備)の維持・修繕等 (2) 事業に関すること ① 聴覚障害者用の録画物その他必要な資料を製作し、又は収集し、聴覚障害者等の利用に供する業務 ② 聴覚障害者用の録画物等の普及奨励及び相談に関する業務 ③ 障害者IT講習会に関する業務 ④ その他、聴覚障害者情報センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (3) 施設の範囲 ○ 長崎こども・女性・障害者支援センター3階の一部	
利用料金制	導入済 <input checked="" type="checkbox"/> 未導入	選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① ビデオ（テープ・ディスク）保有本数 ※H28年度実績から追加		(目標値の根拠)		＜令和2年度実施における変更点＞			
	② ビデオライブラリー貸出本数 ※H28年度実績から変更		①本数 (過去3年の平均)					
	③ 来館者数		②本数 (過去3年の平均)					
			③人数 (過去3年の平均)					
実績			平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)	
		単位						
①	a	目標値	本	5,444	5,547	5,626	5,599	5,387
	b	実績値	本	5,627	5,707	5,463	4,992	
	c	達成率(b/a)	%	103	102	97	89	
②	a	目標値	本	964	936	965	990	965
	b	実績値	本	961	994	1,014	887	
	c	達成率(b/a)	%	99	106	105	89	
③	a	目標値	名	6,532	6,516	6,624	6,531	5,405
	b	実績値	名	6,630	6,868	6,353	2,994	
	c	達成率(b/a)	%	101	105	95	45	
指定管理者の収支状況		事業計画 (R2)		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)
		(千円)	実績-計画					
	利用料金		0					
	県負担金	24,072	▲ 564	22,950	19,256	23,940	23,508	24,072
	その他		0					
	収入計(a)	24,072	▲ 564	22,950	19,256	23,940	23,508	24,072
	支出(b)	24,072	▲ 564	22,950	19,256	23,940	23,508	24,072
	うち人件費	22,244	▲ 658	20,620	17,075	21,391	21,586	22,459
	収支(a-b)	0	0	0	0	0	0	0
	配置職員数 (人)	常勤 5 非常勤 0	常勤 0 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0	常勤 4 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 令和2年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
		<p>＜指定管理者実施分＞</p> <p>(1) 施設（設備）の維持・修繕等</p> <p>(2) 事業に関すること</p> <p>①聴覚障害者用の録画物その他必要な資料を製作し、又は収集し、聴覚障害者等の利用に供する。</p> <p>②聴覚障害者用の録画物等の普及奨励及び相談。</p> <p>＜県実施分＞</p> <p>①聴覚障害者情報センターの運営管理の打ち合わせ及び指導を行う。</p>
	検 証	
	<p>○蔵書数</p> <p>目標の5,599本に対して、4,992本（89%）であった。字幕ビデオ（テープ、DVD）は制作会社により、消却期限が決められており、令和2年度は消却分としてテープが530本、DVDが21本と多い年度であったことにより蔵書数が少なくなっている。</p> <p>○ビデオライブラリー貸出本数</p> <p>目標の990本に対して、実績は887本（89%）であった。郵便利用の貸し出し（104本→217本）や、ろう学校への貸し出し（17本→85本）は増加したがコロナ禍により、センターが休館となったことや利用者制限などが来所によるビデオライブラリー貸出減少の要因となった。</p> <p>○来館者数</p> <p>目標の6,531人に対して、実績は2,994人（46%）であった。来館者数が減少した理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議等の会場利用者の落ち込みが大きかったことや、借りる手段を郵便利用に変更したことによる来館者の減も考えられる。（郵便利用の貸出数 R元年度104本→R2年度217本）。</p>	

収支計画・実績

<指定管理者実施分>

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入(a)	24,072	23,508	
うち県負担金	24,072	23,508	
うち県負担金以外			
支出(b)	24,072	23,508	
うち人件費	22,244	21,586	
うち人件費以外	1,828	1,922	
収支(a-b)	0	0	

検 証

収入のうち県からの負担金については、令和2年度実績額の財源となっており、指定管理者は県負担金(国1/2、県1/2)で施設を運営している。国が定める基準額の内訳は、人件費96%、一般事務費4%と示されているが、指定管理者は人件費が92%、残りの8%は職員や臨床心理士による相談支援事業等の事務費として支出していることから、おおむね基準に合致した適切な収支状況である。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

B

(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載
 ○指定管理者である一般社団法人長崎県ろうあ協会は、長年、聴覚障害者の福祉に携わり、県からの聴覚障害者を対象としたビデオ貸出業務にも受託実績をもった団体である。当該団体が指定管理者として施設の管理運営にあたっており、事業の継続性が図られるとともに、事業の積極的な展開により多くの利用がなされている。
 ○来館が困難な遠方の方のために平成29年度より郵送サービスを開始し、利用促進を図っており、令和2年度のビデオライブラリー郵便貸出数は増加している。
 蔵書数は減少したが、返却期限を迎えたビデオが多い年度であったためである。
 来館者数も減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響や、借りる手段を郵便利用に変更したことによる来館者の減も考えられる。(郵便利用の貸出数 R元年度104本→R2年度217本)

以上の点から利用者からのニーズは薄れていない。
 ○運営状況、施設の維持管理等は良好である。
 ○3つの成果指標の達成割合が概ね100%以上とならないため、総合評価をBとし、今後、利用者の増に努める。

6. 令和3年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

・「ビデオを観る会」参加者が低迷していたため、平日の上映会を土曜日に変更し、情報センターだよりへ掲載。またホームページへアップし、聴覚障害者、支援者団体へ周知した。鑑賞者は増加の傾向にある。引き続き土曜日の会を継続する。
 ・ビデオライブラリーの貸出に関しては、コロナ感染症の感染防止のため、郵送でも対応していることのPRに努めている。(郵送料(割引制度により一定量100円)はセンターが負担し無料で借りられることもPRしていく)

7. 令和2年度事業の評価 ※評価区分(a:行われている、b:一部行われていない、c:行われていない)

視点	評価	判定理由
・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	多くの来所利用者があり、適切な管理運営の効果がでている。
・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	聴覚障害者等にパンフレットを配布し、周知を図っている。また、遠隔地の聴覚障害者を対象に職員を派遣しての相談業務も行っている。
・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	職員の研修会参加を促進して資質向上を図るとともに、定期的な懇談会の開催等で利用ニーズを把握して、サービスに努めている。
・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	施設・設備の日常点検、維持管理に努めている。
・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—	利用料金制度を導入していない。
・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	必要最小限の職員により運営している。
(その他の観点)		

指定管理者の行う管理運営等に関する評価

	視点	評価	理由	
施設の在り方についての評価	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	聴覚障害者の社会参加を促進する上で欠かせない字幕入りライブラリーの貸出等による情報提供及び相談支援等の個別支援を行っていることから、ニーズは薄れていない。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	障害者総合支援法の施行により地域生活に必要な総合的な支援が求められている中で、特殊・多様なツールを扱う当センターは聴覚障害者にとって必要な情報提供機関となっている。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	県、市町、障害者団体などの連携が必要であり、県は事業の全体的な調整や広域的な情報提供、専門的な助言を行っている。これらの部分は、市町などのみで行うのは適当ではない。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	県の担当職員1名で対応しており、事業の効率性は高い。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	専門的な技術を要するサービスの提供等、指定管理者制度が有効に機能している。
		有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
	・事業効果をさらに上げる余地はないか。		■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	県下全ての聴覚障害者の利用が進むよう、市町、関係団体との連携を行う。
	(その他の観点)			

8. 令和4年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和4年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者及び家族からの相談に応じ、関係機関や専門機関と連携して、適切な援助を行うため、聴覚障害者個々のコミュニケーション方法に対応しつつ（※）、生活相談及び心理相談（臨床心理士、相談支援担当者等による）を引き続き実施する。また、地域自治体や施設関係者から聴覚障害者に関する問い合わせ、相談にも対応。 （※手話または筆談によるカウンセリングが可能） ・平成28年11月から情報交換や講座を目的として開催している「みみ倶楽部」や、「IT講習会」の内容を充実させて当センターの利用機会の増加を図るとともに、手話動画の制作等による情報発信も行っていく。 ・コロナウイルス感染症への対応として、例えば「みみ倶楽部」は講座形式から、上映会へ変更し、一回の人数を制限し、午前午後2回実施としている。 ・講習会等については、コロナウイルス感染症の感染防止のため開催方法について検討を進める。 ・参加者が低調な事業を見直し、他の事業へ転換する。 				